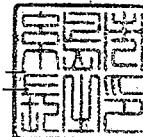


糸島市告示第202号

住居表示の実施に伴う町及び字の区域並びに名称の変更に係る案を次のように定めたので、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第5条の2第1項の規定により公示する。

令和6年8月5日

糸島市長 月形祐



糸島市の区域のうち、別図1の区域内の町及び字の区域並びに名称を別図2に示すとおり変更する。

なお、住居表示に関する法律第5条の2第2項及び住居表示に関する法律施行令（昭和42年政令第246号）第1条の規定により、公示の日において、公示する案に係る町及び字の区域内に住所を有する者で、糸島市の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、この案に異議があるときは、糸島市長に対し、公示の日から30日を経過する日までに、その50人以上の連署をもって、理由を附して、この案に対する変更の請求をすることができる。その関係書類は、下記の要領で一般の縦覧に供する。

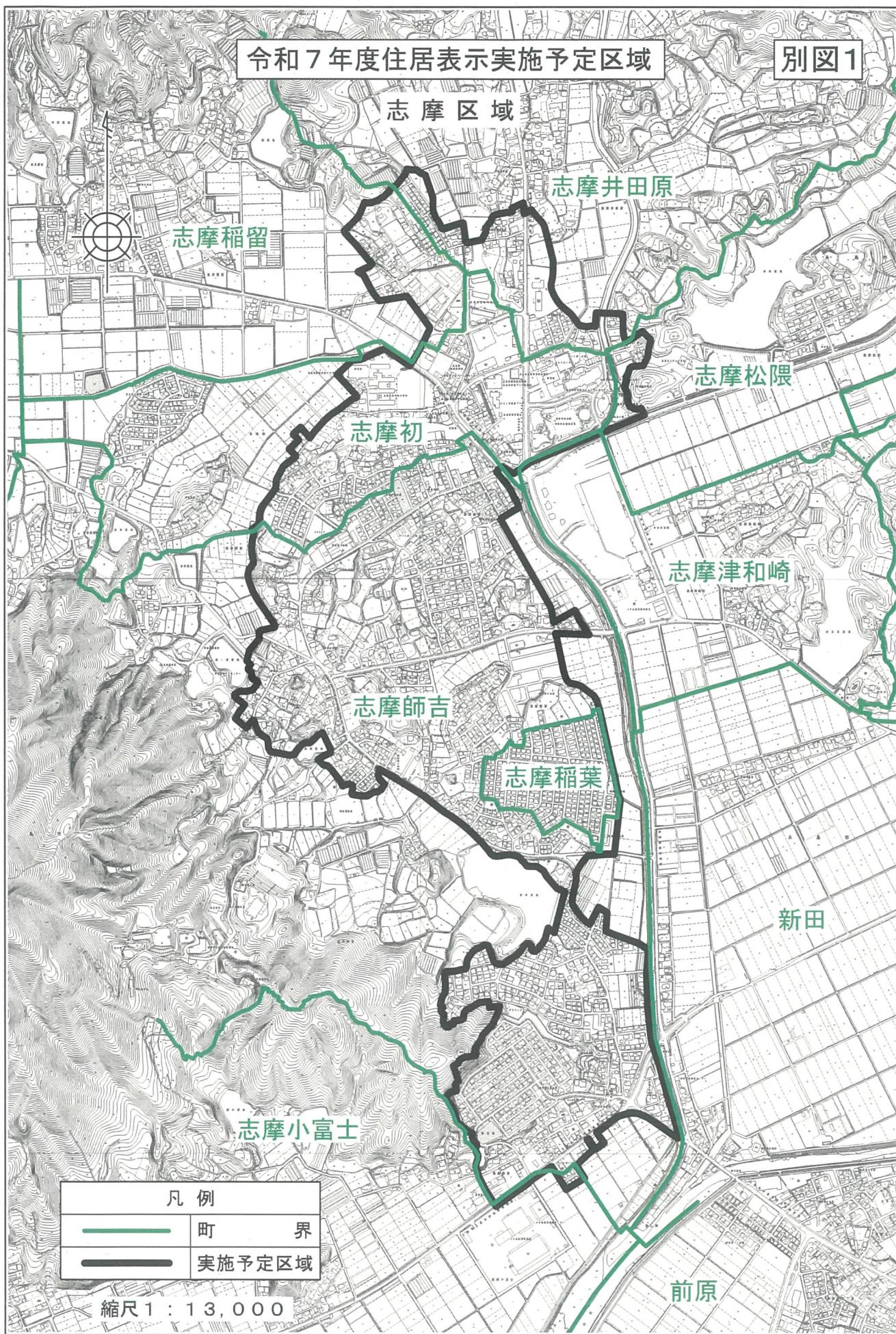
記

1 縦覧期間

令和6年8月5日（月）から令和6年9月4日（水）までの間の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、糸島市役所の閉庁日は除く。

2 縦覧場所

糸島市役所 市民部 市民課



令和7年度住居表示実施による町界・町名(案)

別図2

志摩区域

志摩
稻留東

志摩初二丁目

志摩初一丁目

志摩初三丁目

志摩ひかりが丘

志摩師吉七丁目

志摩師吉八丁目

志摩師吉五丁目

志摩師吉六丁目

志摩稻葉

志摩師吉四丁目

志摩師吉三丁目

志摩師吉二丁目

志摩師吉一丁目

凡 例

—— 新 町 界

— 実 施 予 定 区 域

縮 尺 1 : 13,000